

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進について

サービス付き高齢者向け住宅とは

平成 23年 4月の「高齢者すまい法」改正により
制度創設 (住宅施策と福祉施策の連携を強化)

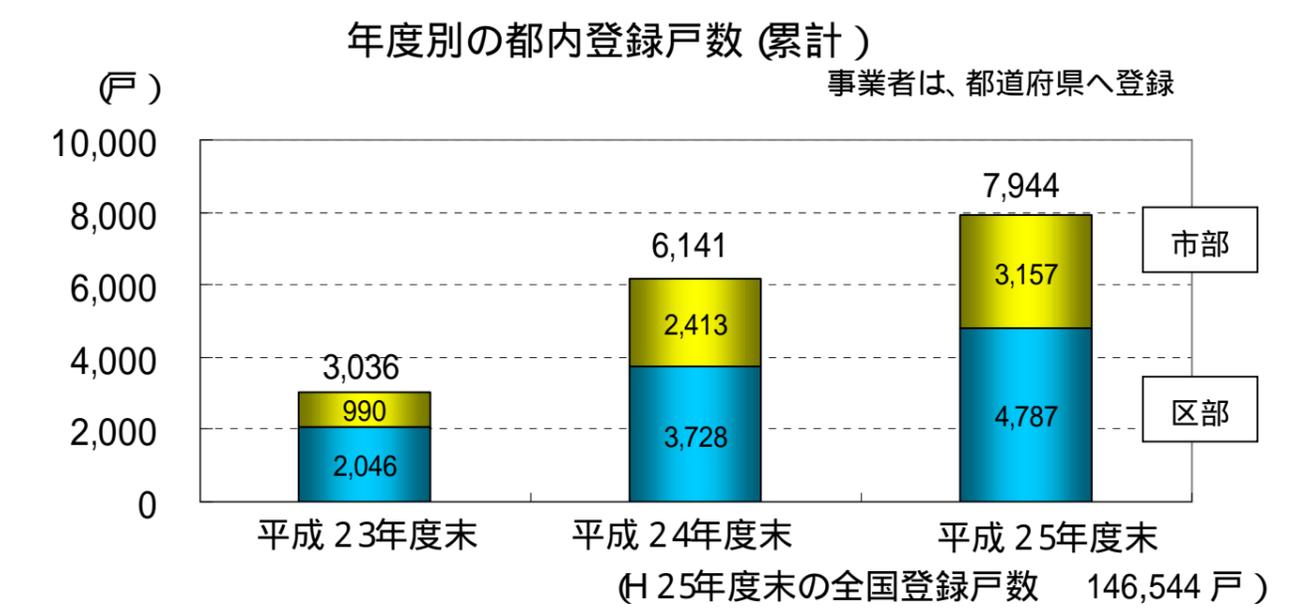
ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、
緊急時対応サービス、安否確認サービス及び
生活相談サービスの提供がなされるバリアフリ
ー構造の賃貸住宅

入居者の要件は原則 60 歳以上
(要介護度等の要件なし)



これまでの実績

民間事業者の積極的な参入により 登録戸数は順調に増加



約 6割の住宅が、医療・介護事業所を併設

入居者の特徴

- 平均年齢 82歳
- 平均要介護度 1.6
- ・8割以上が単身で入居

供給促進策

事業者への補助事業

国補助 国は、制度創設当初から直接事業者へ建設費補助を実施
(上限 100万円 / 戸)

都補助 都は、平成 25年度から建設費補助を拡充

(事業者への直接補助)

医療・介護サービス事業所と連携して住宅を供給する事業者に対し、
国と同額を加算する建設費補助を実施 (国と合わせて上限 200万円 / 戸)

(区市町村への間接補助)

区市町村が事業者に対し建設費補助を行う場合、都費の充当額を引き上げ
(国・都・区市町村合わせて上限 255万円 / 戸)

(一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業) 平成 26年度新規
サービス付き高齢者向け住宅に一般住宅を併設し、居住者のふれあいを
促す住宅整備事業をモデル的に実施

民間から創意工夫をいかした提案を公募し、区市町村の意見も踏まえ、
年内に 3事業者程度を選定

都独自に登録基準を緩和

- ・ 既存建物を改修する場合の住戸面積基準 (住戸面積 25㎡ 20㎡以上)
- ・ 住宅に常駐するケアの専門家の資格基準
(法定資格が必要 生活支援業務の経験 2年以上で可)

区市町村 住宅事業者等への情報提供、普及啓発

- ・ 補助事業のパンフレットを作成し、関係団体 (介護、住宅等) や区市町村へ配布
- ・ 事業者 (介護・住宅・建設事業者、土地所有者等) への説明会等を実施